第三者評価結果入力シート(児童養護施設)

種別	児童養護施設
② 55 17 -= 1 / 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 	
①第三者評価機関名 特定非営利活動法人ふくてっく	
付足非呂利冶勤法人かくしつく	
②評価調査者研修修了番号	
SK18235	
SK18234	
12010029(大阪府)	
0601B010 (大阪府)	

③施設名等

<u>③施設名等</u>	
名称:	高津学園
施設長氏名:	田尻 達朗
定 員:	106 名(うち地域小規模児童養護施設6名)
所在地(都道府県):	大阪府
所在地(市町村以下):	大阪市天王寺区城南寺町1番10号
T E L :	06-6761-1663
URL:	http://www.kozu-gakuen.jp/
【施設の概要】	
開設年月日	1948/7/1
経営法人・設置主体(法人名等):	社会福祉法人 高津学園
職員数 常勤職員 :	33 名
職員数 非常勤職員 :	4 名
有資格職員の名称(ア)	社会福祉士
上記有資格職員の人数:	4 名
有資格職員の名称(イ)	保育士
上記有資格職員の人数:	3 名
有資格職員の名称(ウ)	栄養士
上記有資格職員の人数:	1 名
有資格職員の名称(エ)	調理士
上記有資格職員の人数:	4 名
有資格職員の名称(オ)	
上記有資格職員の人数:	名
有資格職員の名称(カ)	
上記有資格職員の人数:	名
施設設備の概要(ア)居室数:	
施設設備の概要(イ)設備等:	
施設設備の概要(ウ):	
施設設備の概要(エ):	

④理念·基本方針

【理念】

- 利用者の個性を尊重し、明るく楽しい生活を提供する社会性豊かな人格形成と、自立のための支援を行う日本のである。
- 施設の専門性をもって、地域社会との共生、共助を目指す

【基本方針】

- 家庭復帰を目標として支援する
- 社会的自立を支援する
- 個別的な支援、安心感のある生活の場手を提供する

⑤施設の特徴的な取組

・きらきらタイム

紙芝居、ペープサードなどを使用し、学園の生活にあった場面を想定して子どもたちと一緒に解決策うい考えていく。性暴 力、言葉の暴力、身体への暴力の抑止、自分を大切にすることを伝えていく。

・保護者、里親へのお便り

毎月1回保護者・里親に1ケ月の園での様子や行事予定などを送付している。内容文についても、コピーして分かるように ファイルに綴っている。電話・面接・外出・外泊がない保護者においても、送付できる状況であれば、必ず送付する。効果とし て家族再構築への一因となっている。

• 保護者懇談

年に2回程度、保護者と担当職員と主任か副主任(家庭復帰支援相談員)で懇談を行っている。家庭や施設の様子を伝え、支 援内容の確認を行う。保護者の生活状況などを聞き、家庭復帰支援を目指している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間(ア)契約日(開始日)	2019/11/1
評価実施期間(イ)評価結果確定日	2020/2/27
前回の受審時期(評価結果確定年度)	平成28年度

⑦総証

■「新し社会的養護ビジョン」に基づき、中長期計画および事業計画を策定して、施設の小規模化、ユニット化を推進しています。新施設では、環境の変化に伴い子どもの生活や職員の養育・支援の取り組みも大きく変化します。旧施設のハード面に起因する課題の多くは解消されますが、新たな課題も生まれてきます。PDCAサイクルを機能させて、新しい仕組みを作り上げていくことを期待します。

【特に優れた点】

- ■施設長は自らの役割と責任を明示するとともに、養育・支援の現場にも直接入って指導力を発揮しています。
- ■必要な福祉人材の確保育成計画、人事管理の体制が整備され、職員一人ひとりの育成に向けた取り組みが行われています。
- ■子どもを尊重する姿勢が理念・基本方針に謳われ、職員に周知徹底するとともに子どもの権利擁護と自己決定支援に取り組んでいます。
- ■日常のさりげない取り組みのなかで、子どもの意見をくみ取り、職員との良好な関係性を築きながら満足の向上に努めてます。
- ■豊かな食生活、適切な衣生活を整え、生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立しています。

【改善を求める点】

- ■養育・支援に係る主要な事業計画については、子どもや保護者等にもわかりやすく説明して理解を促すことが求められます。
- ■自己評価および第三者評価結果を踏まえて、把握した課題を文書化して、組織や支援の質の向上に向けた具体的な取り組みの体制を整えることを期待します。
- ■職員一人ひとりの特性や職責に配慮したメンタルサポートやスーパービジョンの体制を確立し、前向きな働き方改革を推進することを期待します。
- ■苦情解決の仕組みは構築できていますが、第三者員など複数の相談方法や相手があることを子どもに伝えることが求められます。
- ■標準的な実施方法を確立して、養育・支援の取り組みを評価することによって、標準的な実施方法のさらなる見直しと実効性の向上を期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

- ・質問事項などは特にありません。
- ・ガイダンスから評価結果まで、職員全員に説明と報告してもらいました。結果内容も細かく見てもらい、1つ1つを丁寧に説明していただけたと思います。

評価が全てではないことは評価者の皆さんとも共通認識はありましたので、評価が高くもらった所も、満足することなく継続や 向上する気持ちになれました。指摘事項は評価を受けることで、見えてくるものもあり、今後は改善がどこまで必要か精査し て、出来る所から改善していこうと職員間で認識する機会になりました。

社会福祉法人 高津学園 児童養護施設 高津学園

⑨第三者評価結果(別紙)

共通評価基準(45項目) I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1)理念、基本方針が確立・周知されている。第三者
評価結果①1理念、基本方針が明文化され周知が図られている。b

【コメント】

高津学園(以下「学園」という)では、理念・基本方針を額装で施設の見やすい場所に掲示するとともに、ホームページやパンフレットに記載して広報しています。理念からは、社会福祉法人高津学園(以下「法人」という)が目指す養育・支援の内容を読み取ることができ、基本方針は目標を達成するための具体的な指針を示しています。毎月の全体会議で、理念・基本方針を唱和して職員への周知が図られています。しかしながら、子どもや保護者等への周知の取り組みが不十分です。近年、養育・支援の課題が多様化・重度化するなかで、子どもや保護者等に学園の理念・基本方針の理解を浸透することが困難になっていますが、であればこそ、効果的な取り組みが求められます。

2 経営状況の把握

	(1)	経営環境の変化等に適切に対応している。	
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されてい a		7	a

【コメント】

施設長は、「社会福祉法人改革」や「新しい社会的養護ビジョン」に示された児童養護施設の動向を理解するとともに、天王寺区子育て支援の会議に参加して地域の特性や課題を把握しています。法人の施設長会議や施設運営会 議において、こうした課題を共有し、法人の経営状況に照らして学園の課題を分析しています。

② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 b

【コメント】

法人の施設長会議では、前項の取り組みのほか事務部門からの報告を受けて財務その他の経営状況と課題を共有して検討しています。学園は「救護院」時代を含めると70年を超える歴史を有し、定員100名の大舎制の児童養護施設でしたが、いちはやく施設の小規模ユニット化に取り組んでいます。2020年1月には第1期工事によって女子棟の4ユニットが完成し、2年後には男子と幼児棟の6ユニットが完成する予定です。こうした学園の大きな変革に伴って派生する経営課題は多岐に亘りますが、支援の現場に対しては、連絡会議を通じて周知を図っています。しかしながら、子どものユニット所属や、職員の配置と職能の改組など、手探りで進めている状況であり、課題解決に向けての取り組みの具体化が不十分です。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
	① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b

【コメント】

学園は中長期計画として、「2か所の地域小規模施設開設」「施設の小規模化と地域分散」「きらきら委員会の充実」「安心安全な生活の場」といった明確な目標を掲げています。それらは、実現可能な内容であるとともに、数値目標や具体的な成果等を設定して、タイムテーブルの上で評価を行える内容となっています。目標とする課題はとても大きく。また周辺環境等の変数が多岐に及び、進行に伴って随時の見直しが避けられません。都度の見直しは行われていますが、課題が尽きることはなく、常に気が抜けない状況です。

② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 a

【コメント】

施設の建替えという、ハード・ソフト両面に亘る大変革の過渡期にあって、平成31年度・令和2年度計画は、前項の中長期計画を踏まえて具体かつ詳細に策定されています。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

【コメント】

単年度の事業計画は、統括主任、幼児部・学童部の両主任をはじめとする幹部職員が合議で作成しており、会議等で職員に説明して理解を促しています。期中に、細かく時期設定して事業計画の実施状況を把握・評価して見直す仕組みにはなっていませんが、次年度計画を策定するために十分な時期に見直しが行われています。事前度計画案は、前年度事業案との相違を朱書きで示していますので、職員の理解も行き届いているものと、評価できます。

^② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

С

【コメント】

児童養護施設で生活する子どもの特性は、近年大きく変化し、ざまざまに配慮を必要とする子どもが急増しています。また、子どもと保護者等との関係性も著しく変わり、施設がコンタクトを取ることが難しい保護者が増えています。そのような背景があって、事業計画を子どもや保護者等に周知することは極めて難しく、学園においても実効性ある取り組みはできていません。難しいと諦めるのではなく、たとえ少数ではあってもわからせることができる子どもや保護者等に向けて、周知を図る取り組みの実施を期待します。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1)質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。第三者
評価結果①8養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。b

【コメント】

養育・支援の内容については、年度初めの研修や、期中の様々な会議に取り上げて組織的に考察を重ねています。 第三者評価の基準に則り、毎年自己評価に取り組むとともに、3年に一度は第三者評価機関による評価を受けていま す。「きらきら委員会」など、重点的取り組みにおいては、テーマを設定して課題を掘り下げ、養育・支援の質の 向上を目指しています。ただ、自己評価や第三者評価の結果として指摘された改善課題を分析・検討して、組織的 なPDCAサイクルに基づく養育・支援の質の向上に向けた取り組み体制の常設化ができていません。評価を評価で終 わらせることなく、有効に活用することを期待します。

> ② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計 画的な改善策を実施している。

【コメント】

各種の会議において、第三者評価の結果等を取り上げ、職員間の共有を図っています。しかしながら課題を文書化して、その一つひとつについて、改善方針や担当責任者(チーム)の特定、期限設定など、改善の取り組みを具体的に推進する仕組みが構築されていません。今回の第三者評価を契機として取り組むべき課題を特定して、計画的な実施を期待します。

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。

第三者 評価結果

① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

а

【コメント】

施設長は、自らの役割りや責任について組織管理規定において「理事会の決定する方針に従い施設の運営管理を統括する」と明示のもと、具体的な内容については職員会議で表明し、周知を図っています。また、施設長不在時や非常時の対応については総括主任、幼児部担当、学童部担当の両主任への権限委任を組織表及び緊急時対応マニュアルに示しています。

11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

а

【コメント】

法令遵守の方針や姿勢については、法人のホームページに掲載の中長期目標において「コンプライアンス意識を持ち、透明性のある経営を目指す」と明示するとともに組織運営管理規程、施設長の職務・責務の項においても「法令等を遵守するため必要な指揮、命令を行う」と明記しています。また、主要関係法令等の確認や改正に伴う要点の理解及び対応についてなど、施設長研修会に参加して研鑚に努めています。それらの内容は毎月実施の施設運営委員会で総括主任及び幼児部、学童部の両主任へ詳しく伝え、職員会議において総括主任より職員への周知を図っています。上記に基づき取引先、行政関係者等とは適正な関係を保持しています。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

а

【コメント】

施設長は、法人の理事長であり、法人全体の経営をはじめ各施設の運営に長きに亘り携わり、その実績は尊く、法人全体の象徴的な存在となっています。その中、学園の運営・管理には総括主任及び幼児部担当、学童部担当の両主任を責任者とする体制が整えられ、総括主任及び両主任の密な連携により、子どもの養育・支援の実践に当っています。また、上記の体制下、施設長はほぼ毎日、自ら現場に出向き、事務・総務全般の確認とともに、子どもの養育・支援に関わる諸課題の把握に努めています。その上、子どもの養育・支援の現状を踏まえ、築後60余年となる現園舎の隣接地に「子どもにより良い環境での養育・支援」を目指して小規模ユニット型新園舎の建設を決断し、2020年1月に第1期工事を完成し、先ずは幼児と学童の女子4ユニットが引っ越す運びに至っています。

② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

b

【コメント】

学園では、より質の高い養育・支援の実現を図るため、2020年1月に完成の小規模ユニット型の新園舎(女子棟)に続き、第2期工事(男子棟)建設を進めるという、児童養護施設として、まさに大きな変容への真っただ中にあります。その中、施設長は人事、労務、財務等の現状を把握の下、施設の将来性を視野に入れ、経営上の課題や今後の運営について施設長会議で具体的に示し共通理解を図っています。それを受け管理者(総括主任及び幼児担当、学童担当両主任)より職員へその内容が伝えられています。しかしながら、この大切な時期に「経営の改善や業務の実効性の向上」について職員全体に同様の意識づけや関心度を高める取組みは不十分な状況です。課題別の改善策についての検討会の実施や現在の生活向上委員会の充実を図るなど、管理者と職員が一体となって取り組むことを期待します。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

第三者 評価結果

① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、 取組が実施されている。

а

【コメント】

福祉サービスの質の向上のための重点課題として「人材の確保、職員の育成」を挙げています。学園では求人、採用について事務部主任が主担当として年2回開催の大阪府福祉人材センター・就職フェア―に出展し、幅広く学園の広報活動を行っています。施設見学会の企画・実施には学生の年齢層に近い若い職員を充て、親近感があがるように努めています。また、年間35校にのぼる実習生の受入れに対し、丁寧な実習・育成に努めています。実習生にはその後ボランティアやアルバイトとして学園で活動することを勧め、養護支援への関心をもたせて入職の動機づけを図っています。これらの地道な取り組みにより、毎年、一定水準の人材確保に至っています。さらに、新任職員には、新任研修とあわせ原則1年間先輩の教育係をつけて、わからないことはどんなことでも直ぐに相談できる体制を整備していることは、新任職員に大きな安心感を与え、職員間の関係性を良好に保つことができています。

② 15 総合的な人事管理が行われている。

а

【コメント】

学園の人事管理は、法人共通の人事考課規程に依っていますが、その目的に「人事考課は職員の目標を明確化することによって職員の意識、能力の向上を推進し、適正な評価と相応な処遇・配置を実施し法人の活性化、経営の安定化を図り、サービスの質の向上につなげる」と明示し、続けて「職員が与えられた職務と責任を遂行した実績を職員の職務遂行の基準に照らして評価し、並びに職務に関して見られた職員の能力・態度等を公正に示すもの」としています。共通の「目標、行動計画設定、評価シート」を用いて、期初に各部門および個人の目標設定を行い、9月に主任が職員と中間個別面接、2月に期末自己評価、一次評価及び二次評価が行われ、3月には人事委員会において評価決定の後、各所属長が人事考課フィードバック面接をして目標達成度を確認し合う仕組みが整えられています。また「期待する職員像」は、倫理綱領に全職員共通の職務の指針を示し、各職員には等級別職務内容定義で具体的に示されています。この人事考課規程は昇給、昇格の基準につながり、職員の貢献度に応える仕組みとなっていて、職員の理解のもと、定着しています。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【コメント】

働きやすい職場作りについては幼児部、学童部の両主任が日々、職員とのコミュニケーションを大切にして就業状況の確認や意向の把握に努めています。職員との個別面談を人事考課制度のフローの中で定期的に実施しています。また、職員アンケートや職員ヒアリングでも概ね「職員の就業状況に配慮されていて働きやすい環境」と評価しています。今後は、職員一人ひとりの特性に配慮したメンタルサポートの取り組みや通常の面談では把握しにくい相談ごとに応じる窓口の設置など、一層きめ細かい労務管理体制を整えることを期待します。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

¹⁾ 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

а

【コメント】

前評価15項の人事管理規定の通り、学園が目指す職員像に沿って、期初の職員個々の目標設定から中間個別面接での所属長による進捗状況の確認及びの助言、そして期末に向けては自己評価及び達成度の確認面接、さらに、評価フィードバック面接が行われています。この目標管理の取り組みは全職員一人ひとりの職責に応じた内容となっており、職員自らの向上を目指す支えになっています。

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

h

b

【コメント】

職員の教育・研修については、学園の目指す職員像を基に毎年度事業計画の中で職員研修計画を示し、職員、専門職、施設長に至るまで園内研修、法人合同研修、外部関係機関研修等、充実した内容で実施されています。また、法人各施設に共通の研修報告書が用意されていて、研修報告書の提出とともに、その内容について職員全体会議において報告し合い共有化を図っています。一方、研修内容の定期的な評価や見直しの取り組みは今後の課題となっています。

③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

【コメント】

職員研修計画を策定し、階層別・職種別・テーマ別に、各職員が計画に沿って研修に参加出来るよう配慮のもと、 実施されています。また、前評価18項と同様、研修報告の取り組みも定着していて研修報告書ファイルは様々な研 修内容を確認・共有出来るよう整えられています。ただ、テーマを絞ったスーパービジョンを行う取り組みは今後 の課題となっています。 (4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制 を整備し、積極的な取組をしている。

【コメント】

実習生を受け入れる目的や姿勢は、実習生受入れマニュアルや実習のしおり等で明示しています。昨年度は保育系35校からの実習生を受入れ、所定の実習期間内に効率よく成果を上げることが出来るようデイリープログラムを用意して丁寧な指導に取り組んでいます。今後は、施設内及び外部の実習生指導者研修により実習指導に当たる職員のレベルアップを図って、より適切な研修が実施されるよう期待します。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者 評価結果

b

① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

b

【コメント】

法人のホームページにおいてその理念・基本方針はじめ施設概要、沿革等を詳細に案内するとともに、現況報告書等で財務状況も公表しています。また、苦情・相談への体制や内容の詳細も公表しています。さらに、地域では日頃の行事参加や子ども会等の交流活動を通して施設への理解を図っています。今後は地域に向けて、学園の理念、基本方針や活動等の紹介を紙媒体の広報で配布する取り組みを期待します。

② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

b

【コメント】

法人の中期計画の1、に「コンプライアンス意識を持ち、透明性のある経営をめざす」と明示し、これに基づき事務、計理、取引等に関して、職員は社福法人会計基準に順じた経理規定を理解・遵守して職務に当っています。これらの適正確認については、法人内ダブルチェック体制で臨んでいます。また、経理業務全般について税理士より点検、指導を受け適正な経営・運営に取り組んでいます。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者 評価結果

(1)

23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

b

【コメント】

天王寺子ども会の役員会へ参加して、諸行事の計画、実施の協議にも協力し、学園の子ども達が楽しく参加出来るよう応援しています。また、真田山幼稚園、小学校、及び高津中学校や城南寺町会には日常のコミュニケーションに心掛け、子ども達が安心して地域での交流が出来るよう、子ども支援の一環として取組んでいます。一方で施設へ学校の友人等が遊びに来やすい環境づくりについては、園舎の老巧化や建て替えに伴う事情により、現在のところは難しい状況です。

② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立 している。

b

【コメント】

ボランティア受け入れの目的、育成方針、体制等をボランティア受入れマニュアルで明示しています。主な取り組みは、子どもと楽しく遊ぶ「どんぐりの会」、裁縫を学ぶ「ベルの会」、二か月に一度の「散髪ボランティア」などで、子どもとボランティアとのコミュニケーションを大切にしながら定着しています。また、新しく受け入れる学習支援ボランティアについても、子どもが馴染んで学べる時間となるよう、ボランティアへの事前オリエンテーションを実施して学園の子どもたちの理解を促すとともに交流の促進を図っています。地域の学校教育等への協力についてもPTAに参加するとともに、小・中学校の新任先生を施設見学に招く取り組みもあります。今後は、こうした取り組みについて基本姿勢を明文化されることを期待します。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

【コメント】

子どもにとって有用な関係機関・団体等は連絡マニュアル・関係先リストで示されていて、各先との連絡や連携の内容について職員がいつでも確認出来るよう整えています。真田山幼稚園、小学校との連携ではPTA役員として定期的に開催される連絡会に出席して子どもの学校生活の様子確認や成長支援について協議しています。また、要保護児童対策地域協議会では子どもへの虐待防止の諸問題についての協議に参加し、家庭養護促進協会では里親についての情報収集に努めるなど、積極的に取り組んでいます。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

b

【コメント】

身近なところでは、真田山町会合へ参加して地域住民代表とのコミュニケーションを通じて情報収集に努めています。また、真田山幼稚園の人権研修会では、虐待等の権利侵害防止や子どもの権利擁護などをテーマにして学園が 主導して研修を実施しています。一方で、地域での困りごとや子育てをテーマにした交流会や相談会を実施するな どして、福祉ニーズや生活課題を把握する取り組みは、今後の課題となっています。

② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【コメント】

学園では、天王寺区と協定を結び、災害時には障害者を受入れ支援に当る福祉避難所の役割りを担っています。また、地域活動として学園夏祭りでは地域の子どもたちを招いて園の子どもたちとの交流の機会としています。その他、町会オータムフェスティバルでは模擬店の出展協力や、歳末夜警の協力、公園掃除などに参加しています。今後は、例えば学園が主導して「福祉と共生のまちづくりを共に考える」懇談会の開催を検討するなど、地域福祉の促進と啓発の取り組みを期待します。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

第三者 評価結果

① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

а

【コメント】

子どもを尊重する姿勢については、法人の理念、学園の基本方針に明示、全体会議で唱和し職員への周知を図っています。また、倫理綱領には、「一人ひとりの利用者の最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、利用者の自己実現と自立のために専門性をもった支援を展開します。」とし、これら基本姿勢を各種支援マニュアルに反映しています。権利擁護委員会を2ヶ月に一度開催し、子どもを尊重した養育・支援について検討しています。年初には園内研修を実施し基本的人権や不適切なかかわりについて学習する機会を設けています。

29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。

b

【コメント】

人権マニュアルを整備し、学園内研修でプライバシー保護等について学習しています。子ども達は、グループワーク(きらきらたいむ)の中で、年齢に応じて紙芝居やペープサートなどを使用して、学園での生活にあった場面を想定して一緒に解決策を考えていく取り組みもされています。築年数が経過した大舎施設では必ずしも快適な環境やプライバシーを守れるような設備など整備できていないこともりますが、ハード面で難しいことをソフト面で工夫しながら対応しています。今後は、子どものプライバシー保護の取り組みを保護者に周知する取り組みを期待します。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

【コメント】

法人のホームページやパンフレット、説明資料「入所について」や「しおり」を活用して子どもや保護者に必要な情報を提供しています。「しおり」はイラストを多用して漢字にはルビをふり、幼い子ども達も学園で過ごし方やきまり等が理解できるように配慮されています。担当職員と主任等管理職がペアとなり、年2回程度保護者懇談会を行い、学園での様子を伝えるとともに家族状況を確認するだけでなく、同意が必要な書類の説明も丁寧に行っています。

② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

а

【コメント】

養育・支援の開始時には、前項の「しおり」で年間行事、生活するうえでのきまりや大切な約束、困ったときの相談相手などをわかりやすく説明しています。ケース担当者が季節に合わせたイラスト付きの便箋で毎月、子ども達の様子を記している「おたより」、行事予定表、同意書等を保護者に送付し、学園での子ども達の様子をわかりやすく知らせています。その「おたより」は、保護者の理解度に応じて難読な漢字にはルビをふる等の配慮も行っています。家族状況に応じて「おたより」は送らず行事予定のみ送付する等の配慮もなされていますが、ルール化はできていないようです。また、入所児は、心理士が入所2週間以内に所定の書類を用いて面接を行い、3か月後にも定期面接を実施し、支援の内容を確認しています。今後は、保護者の自己決定を支援する方法や配慮についてルール化するための更なる工夫を望みます。

③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【コメント】

卒園児に対しては、引継ぎ文書に従って準備し、卒園後2年間は卒園時担当職員が中心となってその後の様子を確認するアフターケアも行っています。その様子は職員会議で報告され全職員で情報を共有しています。卒園後の相談方法や担当者は文書としては渡していませんが、口頭できちんと説明し送り出しています。4月に卒園して自立する子どもには、生活の場所を3月頃に借りてサポートしながら一人暮らしの体験をさせる等取り組みも行っています。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者 評価結果

① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

а

【コメント】

ケース担当ではない職員が年間を通して個別対応し、大人との関係性構築や情緒の安定を図ることを目的に、幼児・小学1・2年生に「個別処遇」として一緒に公園などに出かけています。小学3年生以上では「ぽっと」の時間に一緒にゲームなどを通して思いを傾聴するように努めています。水金土日に開かれる「ティータイム」では、中高生の子ども達と職員との関係づくりを図り、話を聞く機会となっています。「学童会」「クラス会」では、重要な案件を伝えるとともに子どもの思いや意見の把握に努めています。更に、暴力聞き取りの時間でも子どもたちの思いを聞く等、様々な場面や時間を通して子ども達の状況把握に努めています。子ども達からの意見に対しては真摯に受け止め職員会議の議題としで検討もされています。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【コメント】

玄関の下駄箱上に意見箱を設置し、困ったことがあったら相談できる仕組みがあることをポスターで掲示されています。入所時に保護者等に説明する「入所について」には、第三者委員の名前が記され、苦情申し出窓口があることを知らせています。苦情受付件数等は、学園ホームページ及び広報誌にも公表しています。評価チェック項目はクリアできていますが、子ども達のアンケート結果から第三者委員のことを知らないという意見が多数ありました。今後は、掲示されているポスターや第三者委員の役割などを説明する機会を設けられることに期待します。

② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

【コメント】

前々項の通り、一緒にお出かけをする、一緒にゲームをする、ティータイムを開催する、クラス会・学童会等あらゆる場面で子ども達は意向、要望、意見や相談をできる環境が整っていることは高く評価できます。また、ケース担当に囚われず子ども達が話しやすい職員を選べることを伝え、相談スペースを変える配慮も行っています。今後は、口頭で伝えている複数の相談方法や相手を自由に選べることを文書で知らせ、わかりやすい場所に掲示する取り組みを期待します。

③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応してい b

【コメント】

「学童会」等で出た意見等は、連絡ノートに記入し職員で情報を共有しています。相談や意見に関して検討を要する事項については職員会議で検討する仕組みも整っています。中高生が出席する「学童会」は職員会議の夜に開催するようにして、職員会議内容を報告しています。しかしながら、苦情受付、対応方法、改善策の策定や運用に関するマニュアル等が整備されていません。今後は、標準化した対応ができるようにすることも望まれます。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者 評価結果

h

① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント 体制が構築されている。

а

【コメント】

外泊時の薬の渡し忘れや階段からの転落などヒヤリハット・事故報告を所定の用紙に記入し、各職員が閲覧できるようにしています。不審者対応マニュアルや緊急事故対応マニュアル等も整備され職員への周知も図られています。また、暴力聞き取りシートから問題行動が発生しやすい曜日や時間帯を分析したり、施設の危険なところや死角となるところをグループワークで検討もしています。安全衛生委員会を設置し、定期的に学園の見回りを実施する等、安心・安全な養育・支援に配慮した取り組みが行われています。

② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

【コメント】

毎年度はじめに、企業主催の「正しい手の洗い方」研修やアレルギー対応等の研修が実施されています。感染症対策や嘔吐時の対応、エピペンの使用方法等の健康マニュアルが整備され、職員への周知も徹底しています。マニュアルの見直しは、実習生受け入れ時の感染症等の説明時に行い、修正箇所を赤字で表記して他の職員への周知も行っています。更に、厨房内にアレルギー専用エリアを設け、献立を栄養士・調理員・職員の三重のチェックを実施しています。おやつについても二人の栄養士でダブルチェックを行っています。

③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

【コメント】

災害時マニュアルを作成し、定期的に訓練を行っています。訓練方法は、発生場所によって避難のルートと避難集合場所が違うため、園内アナウンスで火災発生場所を知らせ、避難ルート、避難集合場所を伝え、ペアになって移動し、避難集合場所で点呼により安否確認を行っています。人的災害(不審者)に対応する研修や救命救急研修も実施され、子どもの安全確保のための取り組みが行われています。備蓄リストを作成し、毎年9/1防災の日に発電機を動かしたり、非常食を子どもたちと一緒に食べています。備蓄食品には原材料名が表記されたアレルギー対応食品も用意されています。今後は災害復旧時以降においても養育・支援を継続するための「事業継続計画」の作成を期待します。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

第三者 評価結果

1 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。

b

【コメント】

食事、入浴、睡眠、排泄、衣類等の日々の生活に関する生活マニュアル、健康マニュアル、人権マニュアル等標準 的な実施方法が適切に文書化され、日々の養育・支援に有効に活用されています。しかしながら、日々の支援が標 準的な実施方法に基づいて実施されているかを確認する仕組みがありません。 ²⁾ 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

【コメント】

標準的な実施方法には、自立支援計画の内容や子ども達・職員の意見が反映され、随時赤字で修正が行われています。多様化する養育・支援の実施方法に「標準」を設定することは難しいこととはいえ、養育・支援の質の向上にとってPDCAサイクルを機能させるためにも実施方法の検証・定期的な見直しについて更なる取り組みを期待します。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

1 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

а

b

【コメント】

「子ども達の記録」ファイルには、月間目標、生活状況、保護者・家族状況等を記録し、その内容は職員会議で報告され、年度末に年間総括を行います。それをもとに主任、ケース担当者、個別支援担当者、里親支援専門相談員、心理士の専門職の意見も踏まえて4月~6月ころまでに自立支援計画が作成されます。作成された自立支援計画はその後1か月程度の時間をかけ全職員から意見を求め、最終段階として児童相談所のケースワーカーからの見解も含めて見直す仕組みが確立しています。

43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

b

【コメント】

月1回ケース検討会議が開催され、子どもの近況報告が行われ、必要に応じて自立支援計画の見直しが行われています。今後は、緊急に変更する場合の仕組みを整え、更に、支援内容について子どもには丁寧に説明していますが同意を得るための手順が整備されていません。今後の取り組みを期待します。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

2

① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

а

【コメント】

養育・支援の実践や日々の子どもの様子は、一日の生活の流れや発熱や通院などの状況報告をする「日報」や次の日の準備物などを記録する「連絡ノート」に記録され、職員は出勤時に必ず記録を確認して情報を共有しています。不適切行動など特記事項がある場合は、ケース担当者が個別ケース記録に詳細に記載して職員間で共有しています。ケース担当者は月ごとに子ども達の近況や家族状況を職員会議で報告しています。ケース記録等はパソコンで管理され、毎日バックアップデータを取ることもルール化されています。

② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

а

【コメント】

倫理綱領でプライバシ―の尊重と守秘義務を定めています。また、人権マニュアルの中には、「児童を支援する職員の方に」と題した支援マニュアルも整備され、誓約書も結んでいます。個人情報保護規定を定め、子どもの記録の保管、保存、廃棄や不適切な利用、漏洩への対策も定められています。園内研修や普段の業務の中でも個人情報の取り扱いについて学ぶ機会を設けています。

内容評価基準(25項目)口

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1)	子どもの権利擁護		第三者 評価結果
	1	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	а

【コメント】

子どもの権利擁護に基づく学園の理念が職員会議で毎回唱和が行われており、その内容は職員によく理解されています。子どもの権利擁護に関するマニュアルも整備されており、職員会議の中で権利擁護に関連したテーマでの意見交換が行われることもあります。また、子どもと職員が1対1で話ができる時間を作り、個別に子どもの意見を汲み上げる取り組みを行うことで、施設として権利侵害の防止と早期発見に努めています。

(2) 権利について理解を促す取組

① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施 している。

b

【コメント】

自分や他人を大切にすることについて、子どもたちにわかりやすく伝わるように「きらきらたいむ」という取り組みをほぼ毎月行っています。実施については子どもの年齢に合わせて内容や進め方を変えており、子どもが理解しやすいように工夫がなされています。しかしながら、権利ノートは入所時に渡されているるものの見返すこともなく保管されたままになっていて、子ども自身に持っているという認識が希薄になっていますので、年に1回は権利ノートを見返す機会を持つ取り組みが求められます。また、子どもの権利について職員間で話し合う機会はありますが、意見交換程度に留まっています。今後は内容の濃い学習会が定期的に実施されることを期待します。

(3) 生い立ちを振り返る取組

① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。

b

【コメント】

職員は、事実は適切に子ども伝えようと努めていますし、伝える場合は個別の事情に応じて慎重に行われています。伝え方や内容についても職員間の会議において検討・確認が行われ、記録として職員間で共有されています。また、子ども一人ひとりに成長の記録として担当職員がアルバムを作成し、記録の収集・整理に努めていますし、ライフストーリーワークの実践が必要な子どもには行っています。しかしながら、アルバムを子どもと一緒に振り替える機会は要望があれば応じる程度で、頻繁に行われるわけではありませんし、ライフストーリーワークも全員行われているわけではありません。もう少し職員と一緒に生い立ちを振り返る取り組みが求められます。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

b

【コメント】

子どもが自分自身を守るための知識や方法については「きらきらたいむ」という時間の中で学ぶことができています。また「暴力の聞き取り・振り返りシート」への記入という形で、子どもたちから聞き取り調査を定期的に行い、不適切なかかわりの防止及び早期発見に努めています。職員に心を許して言いにくいことも言えるような関係づくりのために、職員と子どもが1対1で話をする時間を作るという取り組みもなされています。一方で、子どもへの不適切なかかわりを発見した場合の記録及び報告に関することが明文化されていないことと、被措置児童等虐待の届出・通告制度についての子ども等へのわかりやす説明という点で十分とは言えない現状があります。

(5) 子どもの意向や主体性への配慮

① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、 快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。

а

【コメント】

子どもたちの意思表明の場として学童会、クラス会が毎月開催されています。職員も同席して内容は記録され、内容によっては施設の運営に反映されることもあります。また、「きらきらたいむ」において、想定される学園の生活の様々な場面に対し、子どもたちと一緒に解決策を考えたり、自分を大切にすることを伝えていく取り組みは「共生の意識」を育む取り組みとして評価できます。余暇の過ごし方は子どもの主体性を尊重した形で行われ、外出の際の行き先も自分たちで話し合って決定しています。金銭については使うときは用途を明確にし、無駄使いなく計画的に使用できるような習慣づけが行われており、使用後は小遣い帳を付けて金銭感覚を養えるようにしています。

(6) 支援の継続性とアフターケア

① A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

а

【コメント】

新しく入所する子どもに対しては、抱いているであろう不安を軽減させるべく、家庭的な雰囲気が作れるよう意識しながら職員は養育・支援に努めています。これまでの生活で築いてきた子どもにとっての人間関係の継続については、フェイスシートや自立支援計画、ケース会議を通して検討が行われ、対処の仕方は職員間で共有し実践されています。また、家庭復帰に向けては保護者との連絡を密にし、定期的な面会・外出・外泊を通して家庭復帰への調整が図られています。

② A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

b

【コメント】

退所後の生活に向けては子どもの希望を聞き取ったうえで、児童相談所と連携を図りながら方針を検討し、外部団体主催のソーシャルスキルトレーニングも利用するなどして、具体的な支援が行われています。退所後も何かあれば担当職員が相談に応じていますし、子どもたちが退所した後も施設とのかかわりが継続できるよう、夏祭りや同窓会が毎年定期的に実施されています。しかしながら、アフターケアに関する取り決めやマニュアル等は作成されておらず、退所後のかかわりはそれまでの子どもと担当職員の関係性に依ります。退所者の状況についても子どもが連絡をよこした場合、その時の状況は記録されて残りますが、連絡をよこさなければ、状況の把握や追及は難しく追跡するにも限界があるのが現状です。状況を踏まえたうえで可能な限り充実したアフターケアが行われることを期待します。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本

第三者 評価結果

① A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。

а

【コメント】

職員は、子どもの生い立ちや背景を把握したうえで、子どもの感情や言葉をしっかり受け止めながら援助を行うよう努めています。子どもたちへの聞き取りとして行ったアンケート調査の結果に、約半数の子どもたちが職員へ信頼を寄せているということが表れています。中には学園や職員への不満や否定的な思いを持っている子どももいますが、年齢や状況によって気持ちは変化するものでもあり、子どもの否定的な意見が即マイナス要素に結びつくものでもありません。けれども、可能な限り全ての子どもから深い信頼を得ることを目標とし、今後も受容的・支援的な態度で支援が継続されることを期待します。

② A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通 してなされるよう養育・支援している。

b

【コメント】

職員は、子ども一人ひとりの基本的欲求を、満たすように努めて子どもと接しています。一定の裁量権は担当職員が持ちながら、子どもの意見に耳を傾け柔軟に対応する姿勢で養育・支援を行っています。子供会「学童会」や「クラス会」で子どもたちが意見を出し合うだけでなく、毎月一度特定職員と個別的な関りを持つ時間が確保されています。夜中に目覚めたときの安心感に対しては、大舎制ということもあり、きめ細やかな対応がむずかしいという現状ですが、今後小規模ユニット制に移行することによって改善が行われることを期待します。

③ A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自 ら判断し行動することを保障している。

b

【コメント】

職員は、子どもがやらなければならないことや当然できることについて、子ども自身が行うように見守ったり働きかけたりしながら子どもに接しようと努めています。ただ、子どもの主体性を尊重することが大切と頭では理解しながら、状況によっては必要以上の指示や制止をしてしまう場面も少なからずあるようです。また、朝・夕の忙しい時間帯では職員の配置の配慮などで通常は対応できていますが、緊急対応を迫られる場面が発生すると、適切な対応を迅速に行う事が難しくなるという現状があります。現在の大舎制から小規模ユニット制に移行した場合、職員配置の状況が今より厳しくなることが予測されますが、そのうえでさらに質の高い養育・支援が続けられることに期待します。

④ A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。

b

【コメント】

幼児のために週1回、ボランティア団体の協力の下で、学びや遊びの機会が設けられています。図書などの文化財、玩具・遊具を新しく導入する際は、何を購入するかは子どもの意見を取りいれて決めています。年齢段階に応じたものが用意されていますが、年齢別では幼児層に比べて中高生向けのものが少なく、利用状況にも偏りがあります。今後は子どもたちの学びや遊びに関する情報をよく把握したうえで、本当に必要なものを計画的に揃えていくといった取り組みが求められます。

⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

а

【コメント】

職員は、子どもが社会生活を営むうえでの必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう養育・支援をしています。子どもの社会性の習得に向けて、夏祭りをはじめとする地域の行事へ参加を促し、地域社会への積極的参加を図ろうと努めています。ネットやSNSに関して学童会で使い方に関するDVDをみんなで観るといった、正しい知識を習得する取り組みがなされています。

(2) 食生活

① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

а

【コメント】

子どもたちは、美味しい食事を楽しい雰囲気の中で、周囲とコミュニケーションを取りながら食べることができています。アルバイトやクラブ活動、または塾に通っていてみんなと違う時間帯に食事をする子どもにも、食事の適温提供への配慮と工夫が行われています。子どもの嫌いなメニューの場合は事前に少し量を減らしておくなどの対応で、可能な限り完食できるような取り組みも行っています。子どもの嗜好については定期的に調査が行われ、その結果は献立を組み立てる際の参考とされています。調理実習は男女年齢を問わず、積極的に行われています。

(3) 衣生活

① A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

а

【コメント】

着替えや衣類の整理、保管などは各自で行うよう手順や保管場所が用意されており、年齢に応じたやり方で援助が行われています。服の購入は年に数回みんなで出かけて好きな服を買ったり、中高生になると自分で買ってきたりしています。どういう服装かは自主性が重んじられていますが、状況により職員がアドバイスを行うこともあります。時には穴が開いていても気付かなかったり、気にしないで着ていたりすることもあるようですが、職員は気付き次第声掛けをして補修を促すか、小さい子どもの場合は職員が補修をし改善に努めています。

(4) 住生活

① A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

С

【コメント】

子どもたちが身につけるもの、日常的に使用するものなどは、全て個人所有です。職員は、園内・居室の整理整頓を心がけて清潔な環境を維持できるように努めており、子どもたちにも整理整頓や清潔を心がけるよう伝えて、極力施設全体の整美が維持できるように援助を続けています。しかしながら、職員の眼が隅々まで行き届かないこともあり、布団周りを中心に居室内で虫が発生したという事実もあります。また、設備や家具什器が破損すれば、必要な修繕は行っていますが、迅速に行えていないときもあります。とはいえ、調査を実施した時期が新しい施設への引っ越し間際という特殊な環境であったことは否めません。調査を実施した時点では大舎制ということもあり、相部屋の場合の個人の空間の確保や、小規模グループでの養育を行う環境づくりという点で難しい状況にありました。今後小規模ユニット制に移行していきますので、全ての面に於いて今後の対応に期待します。

(5) 健康と安全

① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を 管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

b

【コメント】

学園は定期的に行われる健康診断の結果から、子どもの健康状態や発育・発達状態を把握し、健康管理に努めています。また、健康上特別な配慮を要する子どもに対しては、医療機関と連携しながら日常的に観察・対応に努め、記録によって全職員に情報の共有が図られています。薬は職員がまとめて管理して服薬のチェックを行い、飲み忘れや渡し忘れが発生した際はその旨記録し職員間で情報共有を図り、ミスの再発に努めています。研修に関しての記録は複数存在していますが、実際に実施されるのは年度初めのみで、それ以外は情報交換程度であり、研修という内容には至っているものではありません。研修に関する年間計画を立案し、職員が医療や健康に関しての知識を深める機会が増えることを望みます。

(6) 性に関する教育

① A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を 育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

b

【コメント】

正しい性の知識や、自分や他人を大切にすることなどを伝えるために「きらきらたいむ」という取り組みがほぼ毎月行われています。「きらきらたいむ」で聞いたり話し合ったりしたことにより、子どもたちは「良いこと」と「良くないこと」の理解を着実に得られています。それでも性に関係する問題が発生した場合は、職員間で情報を共有した上で速やかに対応策が講じられ、職員は子どもと向き合い、解決に向かって行動しています。「きらきらたいむ」は学園の心理士主導の下で行われており効果は認められますが、今後は職員や子どもたちに向けた学習会を外部講師を招いて実施するなど、性をめぐる諸課題への取り組みのさらなる充実に期待します。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

b

【コメント】

子どもに行動上の問題が起きた場合は、発生要因や背景を分析し、最善の解決策を学園全体で模索して対応に努めています。必要に応じて児童相談所をはじめとする外部機関と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出す努力はなされています。不適切な行動への対応マニュアルは整備され、年度初めには、新任職員を中心に研修会が行われています。しかしながら新任職員以外の職員全般を対象とした研修会は行われていません。行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるよう、職員の研鑽が望まれます。

) A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

а

【コメント】

職員は、学園内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう、日常的に注意深く観察をしながら子どもと接しています。問題の発生予防として、建物の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について随時点検を行い、不備や十分でない点は改善するように努めています。特別の配慮を必要とする子どもには、児童相談所と連携を図り、会議等で職員間の情報共有を図って対応に当たっており、対応が学園だけでは困難な場合には、他機関等の協力を得ながら子どもと向き合うよう努めています。

(8) 心理的ケア

① A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

b

【コメント】

心理的ケアが必要な子どもに対して、プレイルームという所定の部屋で心理士による心理治療が行われています。 対象とする子どもの選定や治療の継続については職員会議で検討され、職員全体の意見を反映した判断とされてい ます。児童相談所との連携も取れています。保護者へは毎月子どもの様子を「おたより」を送って伝えています が、一方的な報告に留まり、定期的な助言・援助を行うまでには至っていません。年2回程度、家族と担当職員、 主任による家族懇談会の実施はありますが、全ての家族に対してではありません。心理的ケアが必要な子どもへの 対応に関する職員研修やスーパービジョンはあまり行われていませんので、今後の取り組みに期待します。

(9) 学習·進学支援、進路支援等

① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

b

【コメント】

子どもたちの学習のために学習室が用意されて、職員が必ず見守っています。学校教師とは連絡帳を介して情報を 共有し、連携した学習支援が行われており、希望すれば塾に通うことも可能です。宿題などの提出物や忘れものに ついては、小学生の間は職員が連絡帳を確認しながらチェックを行っており、中学生以上は自主性にまかされてい ます。一方で、学力の向上に関しては学校の指導に頼っている部分が多く、学園として特別なことは行われていま せん。基礎学力向上を目指す子どもに対し、各園として取り組む体制づくりが求められます。 ② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

【コメント】

子どもの進路については、本人の考えを尊重しながら、本当に最善の利益にかなった選択かどうかを一緒に検討し、そのうえで自己決定に至るように様々な資料や情報が、必要に応じて子どもに提供されています。また、本人以外にも学校や児童相談所、可能であれば保護者からの意見も十分に聞いたうえで、自立支援計画に則り各機関と連携した取り組みが行われています。必要であれば措置延長を行って支援を継続する用意もなされています。一方で、就労しながら施設入所を継続したり、高校卒業後も進学を希望するケースが殆ど無いことから、自己評価の結果は「×」になっていますが、今後子どもが希望した場合には、適切な対応が行われることを期待します。

③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

b

h

【コメント】

学校の成績や遅刻や無断欠席などの状況如何で許可を決定するルールがあることもあり、全員が体験しているわけではないものの、アルバイトをすることは、社会の仕組みやルールを知る機会として学園としては推奨していますし、将来に備えて資格を取得することについても推奨しています。しかしながら職場実習や職場体験に関する積極的な取り組みはなされていません。子どもが将来進路を考える上で有益に働く可能性があることから、今後は実習先や体験先の開拓及び、協力事業主との連携を図るための取り組み等が行われることを期待します。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に 応じる体制を確立している。

b

【コメント】

当該児の担当職員が、保護者に「おたより」と称する手紙を送付し、こどもの様子や行事の案内を知らせています。家族の事情により必ずしも成果に結びつくわけではありませんが、家族との信頼関係の構築に向けての取り組みとして評価できます。家庭復帰を目標とする場合、保護者との連絡を密にして、定期的な面会・外出・外泊を通して家族との調整に努めています。保護者の養育が困難な場合は里親委託等で、家庭生活を体験できるように援助しています。現在は家庭支援専門相談員は専任ではないので、その役割の明確化については曖昧な状態ですが、今後の取り組みに期待します。

(11) 親子関係の再構築支援

① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

b

【コメント】

家庭支援専門相談員は専任ではないということもあり、家族の再構築に関する支援方針は児童相談所と連携を図りながら、主任・副主任が中心となって明確にしています。親子訓練室の設置はありませんし、家族療法事業も行われていませんが、面会や一時帰宅を通して家族との関係修復に向けての働きかけが行なわれています。また家族に向けて毎月子どもの様子を手紙で知らせる行為は、親子関係の再構築に向けての効果が期待できます。移転予定の新しい施設には親子生活訓練室が設置されることになっており、今後の対応に期待が持てます。